

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3019号から答申第3021号まで)

令和5年10月5日

横情審答申第3019号から第3021号まで

令和5年10月5日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

令和3年1月4日旭高第1959号、令和3年1月4日旭高第1960号及び令和3年2月1日旭高第2178号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「請求者がA旭区高齢・障害支援課長あて令和2年2月28日付で相談課より求めた文書が未回答になっている。処理未済の不作為と思われるので進捗について閲覧開示を求める。」ほかの非開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、別表1の「審査請求文書」を保有していないとして非開示とした決定は、それぞれ妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、別表1の「審査請求文書」（以下「本件審査請求文書」という。）の各開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が別表1の「決定通知日」欄に記載の日付でそれぞれ行った非開示決定（以下「本件各処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第10条第2項に該当するため全部を非開示としたものであって、その理由は「当該開示請求に係る行政文書については、作成及び取得をしていないことから、文書の保有をしていないため」というものである。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件各処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 実施機関が開示請求に係る行政文書欄、表題に記載した請求文書を虚言の非事実を基に行った非開示決定は不当。請求文書を全部開示されるよう求める。
- (2) 請求した文書を、「審査会への諮問等」の条例で規定されている1か月以内に行うを順守し、横浜市情報公開・個人情報保護審査会へ諮問されるよう求める。

5 審査会の判断

- (1) 答申に当たっての適用条例について

一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2

項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

(2) 「市民の声」事業に係る事務について

横浜市では、様々な手段で寄せられる市民の意見、要望、提案、苦情等の情報（以下「市民の意見等」という。）を広聴情報データベースシステムにより管理し、寄せられた市民の意見等の公表及び市政への反映により市民満足度の向上及び市政の合理的運営に役立てるために、要綱に基づき「市民の声」事業を行っている。

(3) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、特定個人から「市民の声」事業により寄せられた3つの意見（別表1の請求No.1は令和2年2月28日付、請求No.2は同年3月30日付、請求No.3は同年11月16日付のもの）に関する実施機関の対応に係る事実関係が分かる文書と考えられる。

(4) 本件審査請求文書の不存在について

ア 本件審査請求文書の不存在について、実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

令和2年2月25日付の実施機関からの回答文において、同様の趣旨のご意見には回答すべき内容がないことから、今後の回答は差し控えさせていただくことを特定個人に伝えている。

そして、別表1の請求No.1からNo.3までに係る意見は従前と同様の趣旨のものであったことから、特定個人に対して回答する内容はなく、進捗を管理する必要もないため、本件審査請求文書は作成していないし保有していない。

イ このような実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

(5) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第四部会)

委員 松村雅生、委員 金井恵里可、委員 齋藤宙也

別表 1

請求 No.	答申 番号	審査請求文書	開示請求日	決定内容	審査請求日	請求人の主な請求趣旨
			決定通知日	適用条項等	諮問日	実施機関の主な説明要旨
1	3019	請求者がA旭区高齢・障害支援課長あて令和2年2月28日付で相談課より求めた文書が未回答になっている。処理未済の不作为と思われるので進捗についての文書。	令和2年11月2日	非開示	令和2年11月26日	(1)実施機関が開示請求に係る行政文書欄、表題に記載した請求文書を虚言の非事実を基に行った非開示決定は不当。請求文書を全部開示されるよう求める。 (2)請求した文書を、「審査会への諮問等」の条例で規定されている1か月以内に行うを順守し、横浜市 情報公開・個人情報保護審査会へ諮問されるよう求める。 (3)請求者がA課長あて令和2年2月28日付で相談課より求めた文書が未回答になっている。処理未済の不作为と思われるので進捗について閲覧開示を求める。
			令和2年11月18日	旧条例第10条第2項	令和3年1月4日	当該開示請求に係る行政文書については、作成又は取得をしていないことから、文書の保有をしていないため
2	3020	請求者がA旭区高齢・障害支援課長あて令和2年3月30日付で相談課より求めた文書が未回答になっている。処理未済の不作为と思われるので進捗についての文書。	令和2年11月2日	非開示	令和2年11月26日	(1)実施機関が開示請求に係る行政文書欄、表題に記載した請求文書を虚言の非事実を基に行った非開示決定は不当。請求文書を全部開示されるよう求める。 (2)請求した文書を、「審査会への諮問等」の条例で規定されている1か月以内に行うを順守し、横浜市 情報公開・個人情報保護審査会へ諮問されるよう求める。 (3)請求者がA課長あて令和2年3月30日付で相談課より求めた文書が未回答になっている。処理未済の不作为と思われるので進捗について閲覧開示を求める。
			令和2年11月18日	旧条例第10条第2項	令和3年1月4日	当該開示請求に係る行政文書については、作成又は取得をしていないことから、文書の保有をしていないため
3	3021	令和2年10月5日B職員に今日は何しに来たんだと言われた件」について回答いたします。まず、「ここで途絶えている件」についてですが、職員は高齢・障害サービス係長のCを呼びに行っており、その後Cが対応しているので、途絶えている	令和2年12月4日	非開示	令和2年12月25日	(1)実施機関が開示請求に係る行政文書欄、表題に記載した請求文書を虚言の非事実を基に行った非開示決定は不当。請求文書を全部開示されるよう求める。 (2)請求した文書を、「審査会への諮問等」の条例で規定されている1か月以内に行うを順守し、横浜市 情報公開・個人情報保護

	<p>わけではございません。又、『どのように終わっているのか』についてですが、令和2年2月25日のこちらからの回答文中での「なお、この件についての回答はこれまでとさせていただきます。今後、同様の趣旨のご意見を頂きましても当課としては回答すべき内容がありませんので、かいつは差し控えさせていただきます」を指し御不快な思いをさせていただきましたことは深くお詫び申し上げます。今後も、窓口にいらしゃった方が気持ちよくお帰りいただけるよう、引き続き努めてまいりますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。(原文まま)別紙へ続く「令和2年10月5日B職員に今日は何しに来たんだと言われた件」について回答いたします。まず、「ここで途絶えている件」についてですが、職員は高齢・障害サービス係長のCを呼びに行っており、その後Cが対応しているので、途絶えているわけではございません。と記載があるが、Cと言うものが同一人物なら、日常業務を行っていた。</p> <p>どのような案件に対応されたのか。案件の詳細を徴取された文書の開示請求。又、『どのように終わっているのか』についてですが、・・・</p> <p>旭区役所某がストーカー呼ばわりした件は、旭警察署で確認した。何ら終わっていない。『どのように終わっているのか』終わったと言う事実のわかる文書。</p>	令和2年12月23日	旧条例第10条第2項	令和3年2月1日	<p>審査会へ諮問されるよう求める。</p> <p>(3)本件審査請求人への権利利益の害はなく条例第10条第2項とあるが適切に開示されるよう求める。</p> <p>当該開示請求に係る行政文書については、作成又は取得をしていないことから、文書の保有をしていないため</p>
--	--	------------	------------	----------	---

別表2 本件審査請求に係る諮問の報告日、諮問書及び弁明書の写し受理日ほか

答申番号	諮問の報告 第一部会	諮問の報告 第二部会	諮問の報告 第三部会
諮問に係る文書番号	諮問書及び弁明書 の写し受理日	意見書の受理日	
答申第3019号	令和3年2月16日 第346回	令和3年2月24日 第393回	令和3年2月18日 第266回
令和2年度旭高第1959号	令和3年1月4日	令和3年3月1日	
答申第3020号	令和3年2月16日 第346回	令和3年2月24日 第393回	令和3年2月18日 第266回
令和2年度旭高第1960号	令和3年1月4日	令和3年3月1日	
答申第3021号	令和3年3月23日 第347回	令和3年3月24日 第395回	令和3年3月18日 第267回
令和2年度旭高第2178号	令和3年2月1日	令和3年3月1日	

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和5年8月3日 (第22回第四部会)	・ 審議
令和5年9月7日 (第23回第四部会)	・ 審議